

# 赤村 議会だより

FUKUOKA AKAMURA

## 令和2年田川郡東部環境衛生施設組合議会第2回定例会

期日/令和2年12月24日  
場所/田川地区クリーンセンター

本定例会に、浦野良一議員、大場信司議員、春本敏典議員、大場謙一議員が出席しました。本定例会において審議された案件は、次のとおりです。

**議案第4号** 田川郡東部環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
人事院勧告等に伴い、本条例の一部を改正するもの。

**議案第5号** 令和2年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)を定めることについて  
歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,740千円を減額し、それぞれの予算総額を369,565千円とするもの。

**認定第1号** 令和元年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について  
令和元年度決算の認定。歳入総額465,244千円、歳出総額416,358千円。実質収支額48,886千円。

これらの議案は慎重な審議のうえ、全会一致で全て可決・認定されました。

また、定例会終了後には田川地区クリーンセンター(新し尿処理施設)プレオープンの式典が行われました。

### 赤村議会議員 1月 出席行事

- 10日 新成人のつどい(住民センター)
- 19日 議会広報委員会(住民センター)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

### 赤村議会議員 2月 出席行事予定

- 16日 田川地区斎場組合議会定例会(田川市)  
中村議員
- 19日 例月出納検査・監査(住民センター)

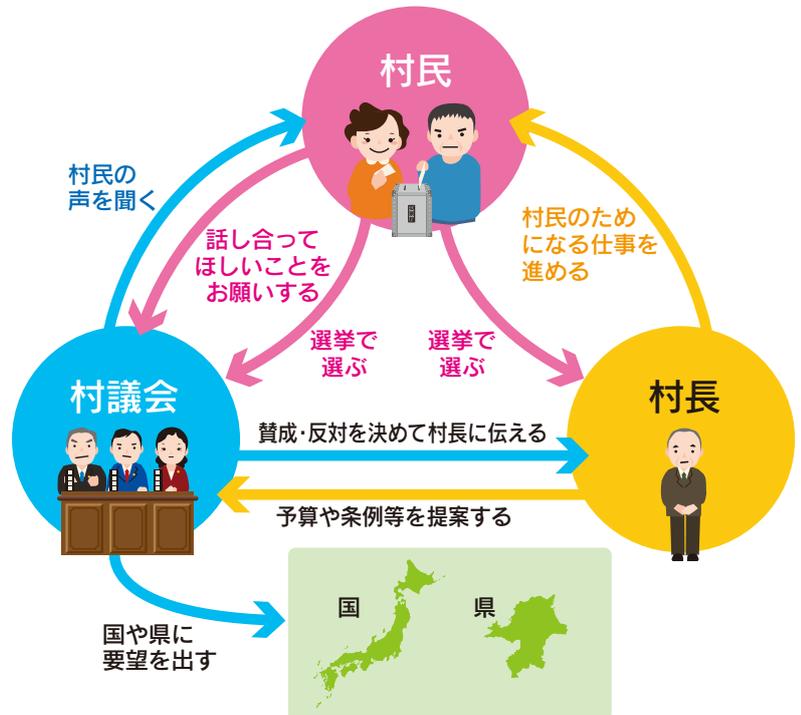
### 赤村議会の役割

- 村の重要な決まり(条例)を決めたり、改めたりします。
- 村が仕事をするために、お金をどのように使うのか(予算)を決めたり、そのお金が正しく使われたかどうか(決算)を確認します。
- 赤村の仕事が村民のために正しく行われているかを調べます。
- 国や福岡県に「こうしてほしい」という意見を出します。
- 大切な役職につく人(副村長、教育長など)を決めるときに同意が赤村から求められます。

### 村民からのお願い

村政に対する意見や新しく取り組んでほしい要望があるときは、村議会にお願いすることができます。これを請願・陳情といいます。

皆さんからの請願や陳情は、内容をよく調べ、話し合いを行い、認められたものは、村の仕事にいかされたり、国や県にこうしてほしいという意見書を議会が出します。



新型コロナウイルス感染防止のため、手洗い・うがいをし、密閉・密集・密接を避けましょう









# 定例会の 進め方



## 本会議



開 会	定例会を始めます。
会期の決定	いつまで会議を開催するか決定します。
議案提案理由説明	赤村の仕事、お金の使い方などを村長が提案します(議案)。その提案した理由の説明をします。議員も議案を提出できます。
一般質問	議員から村長等に対して質問します。
答 弁	議員からの質問に対し、村長等が答えます。
委員会付託	議案をより詳しく話し合うため、議案を分けて委員会に預けます。

## 常任委員会

審 査	5人ずつ2つのグループに別れて赤村の仕事などを詳しく調べるため、各課長等に出席してもらい話し合いをします。
-----	-------------------------------------------------------

## 本会議

委員長報告	委員会で話し合われたことを委員長が報告します。
質疑・討論・採決	議案に対して質問したり、意見を出し合って議論したりします。議案の可否を決めます。
閉 会	定例会を終わります。